

議案第一号

三朝町営住宅使用料徴收條例(昭和三十四年三朝町條例第一号)
の一部を次のように改正するものとする

昭和三十五年一月二十日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十五年一月二十日原案可決

三朝町議會議長加藤幸太郎



三朝町営住宅使用料徴収條例の一部を改正する條例

第二條を次のように改める

一 昭和二十七年年度建設 第二種住宅 月額 八百円

二 昭和二十九年年度建設 第一種住宅 月額 壹千五百円
第二種住宅 月額 壹千円

三 昭和三十四年年度建設 第一種住宅 月額 壹千九百円
第二種住宅 月額 壹千叁百円

附則

この條例は公布の日から施行する